

## 都市再生総合整備事業等に係る再評価実施要領細目

### 第1 再評価の対象とする事業の範囲

「都市再生推進事業制度要綱」（平成12年3月24日 建設省経宅発第37-2号、建設省都計発第35-2号、建設省住街発第23号）でいうところの都市再生総合整備事業における都市再生総合整備事業（総合整備型）、都市再生総合整備事業（拠点整備型）のうち都市拠点形成特定事業調査を除く事業、及び先導的都市整備事業における市街地環境整備事業のうち市街地環境整備特定事業調査を除く事業とする。

### 第2 再評価を実施する事業

#### 1 事業単位の取り方

原則として、都市再生総合整備事業（総合整備型）においては、都市・居住環境整備重点地域を、都市再生総合整備事業（拠点整備型）及び市街地環境整備事業においては、整備地区を1つの事業単位とする。

#### 2 用語の定義

##### (1) 未着工の事業

都市再生総合整備事業（総合整備型）においては、基本計画を策定していない事業を、都市再生総合整備事業（拠点整備型）及び市街地環境整備事業においては、用地買収手続き、工事ともに着手していない事業をいう。

##### (2) 再評価実施後一定期間が経過している事業

再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業をいう。

#### 3 事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業について、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

以下の指標により事業が順調に進展しているか予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

##### (1) 社会経済情勢等の動向

地元情勢、上位計画等の変更の有無、関連事業の進捗状況等

##### (2) 事業の進捗状況

事業の進捗率、進捗の見通し等

##### (3) コスト縮減や代替案の可能性

事業に関連する技術革新の状況等

#### 4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性を判断する際の視点

上位計画等の変更、関連事業の中止・休止等、社会経済情勢の急激な変化があった場合や、当該事業に関連する技術に著しい革新等があった場合には、第2の3の指標に基づき、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

### 第3 再評価の実施及び結果等の公表

#### 1 再評価の実施手続

##### (1) 再評価の実施主体

①同一事業単位において事業主体が複数ある場合には、各事業主体が共同で再評価を行うものとする。

②再評価の実施に当たっては、関連事業の実施主体と調整を行うものとする。

##### (2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、以下のとおりとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②再評価に関する指標

##### (3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下のとおりとする。

①再評価を実施する事業の一覧表

②再評価に係る資料

③対応方針（原案）

#### 2 評価結果、対応方針等の公表

##### (1) 公表内容

再評価を実施した事業の一覧表、再評価に係る資料、対応方針、対応方針の決定理由、事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯に関する資料とする。

##### (2) 公表方法

事業主体及び国土交通本省における閲覧等によるものとする。

### 第4 評価の手法

#### 1 評価手法の設定

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

##### ①事業の必要性等に関する視点

###### (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

社会経済情勢、上位計画の変更の有無及びその程度、関連事業の進捗状況等

###### (2) 事業の投資効果

費用対効果分析の結果等

###### (3) 事業の進捗状況

事業の進捗率等事業の進捗状況

##### ②事業の進捗の見込みの視点

事業実施のめど、進捗の見通し等

③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減方策、代替案等の検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等については、別に定めるものとする。また、これらの指標を参考に、再評価の実施主体は、個別事業の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。

2 評価手法の公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

**第5 施行期日**

本細目は、平成14年 8月19日から施行する。

都市再生総合整備事業及び市街地環境整備事業の再評価に当たっての指標及び判断基準（案）

	指標	判断基準
事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業に対する地元への理解・協力の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業地区内の関係権利者、周辺住民等の理解・協力が得られているか</li> <li>・ 地域の住民等による組織が積極的に参加しているか</li> </ul>
	当該事業の上位計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上位計画等で、事業計画に重大な影響を与える事項の変更があるか。また、その場合対処方針はあるか</li> </ul>
	関連プロジェクトの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模イベント等関連プロジェクトに変更があるか</li> <li>・ 関連プロジェクトのスケジュール、事業の整合性は図られているか</li> </ul>
	関連事業の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連事業に変更があるか</li> <li>・ 関連事業のスケジュール、事業の整合性は図られているか</li> </ul>
	社会経済状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の人口、商業、経済等の動向において大きな変動はないか</li> <li>・ 社会状況、交通状況等に対応した事業計画となっているか</li> </ul>
	自然環境条件の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境に重大な影響が生じていないか。また、その場合対処方針はあるか</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 客観的評価指標（案）に示す事業の効果や必要性を評価するための指標（B/Cに関する部分を除く。）を満たしているか</li> </ul>
果 事業の投資効果	都市再生総合整備事業／市街地環境整備事業費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>B/C \geq 1.0</math>（都市再生総合整備事業（総合整備型）については、これと併せて通常事業の場合よりもB/Cが大きいことが必要）</li> </ul>
捗状況の進	事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画に対する進捗率</li> <li>・ 事業進捗の著しい遅れ、長期にわたる中断等があるか</li> </ul>
の見込み	事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の推移に大きな変動はないか</li> <li>・ 事業の実施の目途が明確であるか</li> </ul>
代替案立案等	コスト削減方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設資材、工法選定等によって建設コスト削減が図られないか</li> </ul>
	代替案の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計内容、整備内容等について代替案があるか</li> </ul>